

日本の酒税とGATT 第三条

* "like products" と "directly competitive or substitutable products" *

文責：杉山多恵子

このレポートでは、GATT 第3条の適用について日本の酒税のケースを例に考えていきたい。なお、このレポートの目的は、GATT 第三条の適用について考えることであるため、その他の条文に関することについては省略する。

問題の概要

まず始めに、問題の概要について述べていく。この案件は、1995年、EC(米国、カナダ)が日本の¹酒税法がGATT第三条に違反しているとしてパネルの設置を要請しパネルが設置されたことに始まる。

当事国の主張は以下の通りである。

ECの主張

1) ウォッカ、ジン、(木付)ラム、genever(オランダのジン)及び焼酎は「²同種の産品」であり、前4者に焼酎を越える課税をしていることはGATT 三条2項第1文に違反する。

仮に上記のものが「同種の産品」でない場合、これらは「³直接競合・代替可能産品」であり、異なる税率で課税していることはGATT 三条2項第2文に違反する。

2) ウィスキー、ブランディー、リキュール及び焼酎は「直接競合・代替可能産品」であり、異なる税率で課税していることはGATT 三条2項第2文に違反する。

(米国、カナダの主張については略 - 3条に関してはECとほぼ同じ -)

日本の主張(要旨)

1) 酒税法における酒類の分類の目的は国内生産に保護を与えるものではなく、そのような効果もない。

2) スピリッツ類、ウィスキー、ブランディー及びリキュールは、焼酎とは「同種の産品」ではなく、「直接競合・代替可能産品」でもない。

以上が当事国の主張である。上に述べてある主張からもわかるように、この案件における争点は、GATT 三条に違反するか、しないか、である。そこで次にGATT 第三条について

¹ 日本の酒税法：国内で消費されるアルコール分1%以上の酒類につき、内国産品と外国産品とを問わず、10種類に分類して、それぞれ異なる税率で課税する。

² 「同種の産品」：like products

³ 「直接競合・代替可能産品」：directly competitive or substitutable products

述べていく。

GATT 第三条

GATT 第三条は、“内国の課税及び規則に関する内国民待遇”について定めている。このレポートでは、日本の酒税の問題に関係してくる1項、2項について考えて行きたい。

GATT 第3条

第1項：一般的内国民待遇

第2項：1文：「同種の国内産品」に課せられる内国税等を越える内国税等を課すことを禁止

2文：国内産品と「直接競合・代替可能産品」である輸入品に対して、“国内生産に保護を与えるように”内国税等を課すことを禁止⁴

(3～10項は略)

ここで、GATT 第三条への適合性を評価する手法として、EC、日本はそれぞれ異なるものを主張した。2段階アプローチ（EC）と目的・効果アプローチ（日本）である。

まず、二段階アプローチは、問題の産品が「同種の産品」もしくは「直接競合代替可能産品」であるかを判断し（第一段階）次に、条文に反するように課税されているかいないかを判断する（第二段階）というものである。この立証責任は、ともに申し立て国にある。

また、目的効果アプローチは、問題となっている措置の目的と効果が国内生産を保護するように機能していない場合には三条2項違反とはならないという主張である。この立証責任も、申し立て国にある。しかし、目的効果テストは、三条2項1文に合致しない⁵だけでなく、申し立て国の立証責任を重くし、GATT 条文に反する措置の例外を厳格な条件の下にのみに認めている GATT 第20条の意味を無くしてしまう。

よって、二段階アプローチが採用されることになった。

酒税のケース

二段階アプローチにしたがって、問題の産品が「同種の産品」であるか、「直接競合代替可能産品」であるか、どちらでもないかを判断することになるが、前者は、後者の部分集合であり、そのいずれに当たるかを定めるテストは市場（marketplace）である。市場での競争が重要であるから、物理的特性を共有していない産品間でも競争がある場合には、それらは「直接競合・代替可能産品」となる。ここで決定的な基準は、最終用途、とりわけ、代替弾力性（elasticity of substitution）である。これに加えて、「同種の産品」では最終用途の同一性も必要な要素ではあるが、それだけでは十分ではなく、物理的特性の同一性が重要となる。

⁴ GATT94 注釈及び補足規定（ANNEX ）による

⁵ ...いかなる種類の内国税その他の内国税課徴金を越える内国税その他の内国税課徴金も...
(GATT 三条二項一文)

上記の基準にしたがって、問題となっている産品を検討していく。

同種の産品 (like products)

まず、「同種の産品」であるかどうかという点に関し、ウォッカと焼酎とは、濾過の点を除いてほとんど同一のものである。物理的特性としてアルコール度数は違うものの、希釈化して飲まれるため、この違いは同一性を否定するものではなく、そのため、焼酎とウォッカは「同種の産品」である。その他の酒類は、焼酎とは物理的特性を異にしているため、いずれも焼酎と「同種の産品」ではないとの結論が出た。次にウォッカについて“同種の国内産品への課税を超える課税”がされているかどうかという点が問題となるが、ウォッカへの内国税の課税は同種の産品である焼酎の内国税を超えている⁶ため、日本の酒税法の措置は、GATT 三条 2 項第 1 文違反と判断された。

直接競合・代替可能産品 (directly competitive or substitutable products)

次に、「直接競合・代替可能産品」について考える。この場合、まず、問題の産品が「直接競合・代替可能産品」であるかどうかを判断し、が肯定された場合に、外国産品の扱いが三条 1 項の原則に反するものであるかを判断する。

上でも述べたように、「直接競合・代替可能産品」を判断する時には、市場での代替弾力性が最も重要な要素となる。このとき、1989 年の酒税法改正の影響から代替弾力性を考える。この、1989 年の酒税法改正では、ウイスキーについてそれまでであった特級・1 級・2 級の区別を廃止したもので、それまでの 2 級ウイスキーへの課税が上がり、国産ウイスキーは価格が上がってシェアが下落した。そしてその結果、国産ウイスキーの失ったシェアを焼酎と外国産ウイスキーが分け合った。このことは、焼酎とウイスキーとが同じ市場で競争していることを表している。また、他の産品に関しても、市場の観察から、焼酎と同じ市場で競争していることが分かり、問題の産品は全て「直接競合・代替可能産品」であると結論された。

次に、それらの「直接競合・代替可能産品」に対する酒税法の課税が、「国内生産に保護を与えるように」課税されている (GATT 三条 2 項 2 文に違反している) かどうかについて考える。日本の酒税の件の場合、「同様に課税されていない (not similarly taxed)」かどうか、の判断を 1 リットルあたりの税額、アルコール度 1 度あたりの税額から行い、焼酎と他の「直接競合・代替可能産品」の間には大きな差があり、三条 2 項第 2 文に違反しているとされた。

以上が、この“日本の酒税と GATT 第三条”の概要と要点である。GATT 三条の適用は、ケース・バイ・ケースで行われており、米国の自動車に関する課税、規制についての

⁶ 「同種の産品 (like products)」の場合、de minimis であっても違法となる。

パネル報告もこの問題を考えていく上で参考になるだろう。

* GATT 第三条と ANNEX *

第三条 内国の課税及び規則に関する内国民待遇

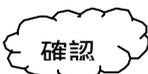
1 締約国は、内国税その他の内国課徴金と、商品の国内における販売、販売のための提供、購入、輸送、分配又は使用に関する法令及び要件並びに特定の数量又は割合による製品の混合、加工または使用を要求する内国の数量規制は、国内生産に保護を与えるように輸入産品又は国内産品に適用してはならないことを認める。

2 いずれかの締約国の領域の産品で他の締約国の領域に輸入されるものは、同種の国内産品に直接又は間接に課せられるいかなる種類の内国税その他の内国課徴金をこえる内国税その他の内国課徴金も、直接であると間接であるとを問わず、課せられることはない。ただし、締約国は、前項に定める原則に反するその他の方法で内国税その他の内国課徴金を輸入産品又は国内産品に課してはならない。

3 ～ 10 項 略

付属書
注釈及び補足規定
第三条について
略

2 について
2 の第一文の要件に合致する租税は、一方課税される産品と他方そのように課税されない直接的競争産品または代替可能な産品との間に競争が行われる場合にのみ、第二文の規定に合致しないと認める。
略



○2段階アプローチにおける「同種の産品 (like products)」と

○ 「直接競争・代替可能産品 (directly competitive or substitutable products)」

三条 2 項第 1 文

「同種の産品」であることと内国産品に課されている内国税を「超えて (in excess of)」外国産品に課税されていること、の二点が肯定されれば三条 2 項第 1 文違反が成立してしまう。この場合、de minimis でも「超えて」はいけない

三條 2 項第 2 文

第 1 に、「直接競合・代替可能産品」であり、第 2 に、「そのように課税されない (not similarly taxed)」、第三に「保護を与えるように」課税されている、ということが肯定された場合に三條 2 項第 2 文違反が成立する。このとき、「そのように課税されない」ということは、第 1 文の「超える」とは異なり、輸入産品の方が重い負担を課されてはいても、その差が“ de minimis”であるかどうかで三條 2 項第 2 文に違反しているかどうかが変わってしまう。また、“ de minimis”であるかどうかの判断はケース・バイ・ケースで行われる。

#####

%参考文献%

「日本の酒税に関するパネル報告及び上級委員会報告」 道垣内正人
六法全書（貿易及び関税に関する一般協定（抄））

#####